

### 随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（令和5年度情報系モバイルパソコン等機器の追加購入（コンバーチブル型カメラあり））	5200737
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年1月24日	
契約金額	3,954,720円（消費税込み）	

契約相手方	シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当 (法人番号：1040001008905)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>備品購入契約（令和5年度情報系モバイルパソコン等機器の追加購入（コンバーチブル型カメラあり））</p>
<p>指名業者（案）</p>	<p>名称 シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション担当                  所在地 東京都港区芝浦一丁目2番3号                  代表者 取締役 美甘 将雄</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、令和5～6年度にかけて試行導入・検証を行うことを目的とし令和5年7月に契約のうえ調達したモバイルパソコン等機器について、令和6年度以降の昇任予定管理職及びデジタル推進課分に不足が発生したため、追加で当該機器を購入するものである。                  主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、契約相手方及び製品を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  [相手方指定について]                  本件は、令和6年度の職員配置に向けて調達する物であり、限られた期間での確実かつ迅速な履行が求められるため、令和5年7月6日付「備品購入契約（令和5年度モバイルパソコン等機器（コンバーチブル型リアカメラあり）」の入札における落札業者である上記業者を指定することは妥当である。</p> <p>[製品指定について]                  初期設定を行う際、令和5年7月契約時に既に調達済のマスターを利用し展開していくことから、調達済機器と機種を統一する必要があるため、製品の指定は妥当である。</p> <p>以上の理由から、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>